

赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画

赤 穂 市

平成27年3月
(令和8年3月改定)

目 次

ページ

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	3
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	4
第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	8
第4章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	11
第5章 新型インフルエンザ等の対策項目.....	15
第2部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組み	16
第1章 実施体制.....	16
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	25
第3章 まん延防止.....	31
第4章 ワクチン.....	34
第5章 保健.....	46
第6章 物資.....	49
第7章 市民生活及び社会経済活動の安定の確保.....	50
用語集	55

はじめに

【赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画とは】

本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第8条に基づき、赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を平成27年(2015年)3月に策定した。市行動計画は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)及び「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)と整合性を保ちつつ、新型インフルエンザ等対策に係る総合的な推進に関する事項、本市が実施すべき措置に関する事項、推進するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項等を掲載するほか、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

【改定の背景】

令和元年(2019年)12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年(2020年)1月、国内で最初に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染者が確認されて以降、ウイルスの変異とともに、感染の規模は拡大していった。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての取組が進められ、同感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の5類感染症に位置付けられるまで3年超にわたり、特措法に基づいた対応を行うこととなった。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となり、また、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

そのため、国において特措法や感染症法について所要の改正が行われたことを受け、新型インフルエンザをはじめとする幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざし、令和6年(2024年)7月に政府行動計画が抜本的に改定され、令和7年(2025年)3月に県行動計画が改定されたことを受け、本市においても、市行動計画を改定するものである。

なお、市行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりとする。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にり患した場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

第Ⅰ部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第Ⅰ章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、社会機能にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合は、医療提供体制の能力を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市民生活の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、国、県との連携はもとより、医療機関や事業者等と十分に連携・協力を図りながら、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動とのバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- (2) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (3) 事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年（2024年）7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

市行動計画においても同様の観点から対策を組み立てており、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、政府行動計画、県行動計画を踏まえ、表1のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮、特に性差（ジェンダー）による不利益が生じないようにする配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策及びワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼

び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市並びに特措法第2条第7項及び第8項に規定する指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のため、適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃から換気、手洗い、マスク着用等による季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

表1 時期に応じた戦略（対応期は、基本的対処方針に基づいて対応）

時期		戦略
準備期	発生前の段階	医療体制や予防接種体制の整備、市民に対する啓発、事業者による事業継続計画の策定促進等発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<p>直ちに対策実施のための体制に切り替える。</p> <p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を防ぐことは困難であるということを前提として対策を決定することが必要である。</p> <p>国、県と連携し、情報収集に努めるとともに、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のため、適切な行動や備蓄等の準備を行うよう周知を図り、市民生活及び社会経済活動の安定に努める。</p>
対応期	県内の発生早期の段階	<p>患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じる。</p> <p>（特措法第45条に規定する要請等は県知事の権限に基づく。）</p> <p>国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価する。また、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。</p> <p>定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等見直しを行う。</p>

時期		戦略
対応期	県内や市内で感染が拡大した段階	国、県、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び社会経済活動の維持のために最大限の努力を行うとともに、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、国、県の方針に基づき、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	国、県の方針に基づき、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画又は赤穂市業務継続計画（以下「市業務継続計画」という。）に基づき、国、県及び市が相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、平時の備えの充実を進め、訓練等により迅速な初動体制を確立する。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動期の体制整備

未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初動期の探知能力を向上させるとともに、感染事例を探知した後、速やかに市として対応できるよう体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるという認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

2 感染拡大防止と市民生活及び社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、感染拡大防止と市民生活及び社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発

生状況等も含めたリスク評価を考慮する。市は、県と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応する。

(2) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民や事業者（以下「市民等」という。）の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が発出された場合には、対策の影響を受ける市民等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、新型インフルエンザ等の感染者やその家族、医療関係者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見、差別、誹謗中傷は、人権侵害であり、あってはならないものである。

これらの偏見、差別、誹謗中傷は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題であり、差別的取扱い等を受けることがないよう努める。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、性差（ジェンダー）による不利益が生じないように配慮するとともに、外国人、子どもや高齢者等、より影響を受けがちである社会的弱者に配慮する必要がある。感染症危機に当たって市民の安全、安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する必要がある。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

赤穂市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、兵庫県新型インフルエンザ対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、必要に応じて県に対し、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等においては、必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、関係機関との連携体制の構築等、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、市は、国、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握する。また、必要に応じて、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第4章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、国、県、市及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、世界保健機関（以下「WHO」という。）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施し、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進するとともに、政府行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

(1) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役

割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關する確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される兵庫県感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施する。

(2) 市の役割

市は、市民に最も近い行政機関であり、準備期・初動期・対応期のすべての期毎に、国、県や近隣市町とも緊密に連携しながら、市民等に対して適切な情報提供に努めなければならない。特に、市民に対するワクチン接種や市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

本計画では市の役割を明確化するとともに、後述のとおり各部の所要の対応についても具体化し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するものとする。

また、新型インフルエンザ等の発生時には様々な事態が生じることが予想され、初期の想定どおりには進まないことも考えられる。社会や市の状況を把握し、事態によっては県等と協議の上、臨機応変に対処していく必要がある。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策等の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要な感染症対策物資等の確保等を推進する。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、市業務継続計画の策定及

び平時からの地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

登録事業者ではない一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄に努める等、対策を行う必要がある。

7 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報及び発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を修得するとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策の実践に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマ

スクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策に努める。

第5章 新型インフルエンザ等の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するため、戦略的な対策を定めるものである。政府行動計画及び県行動計画の主要対策を参考に具体的な対策について、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び社会経済活動の安定の確保

第2部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組み

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国、県等と連携して地域一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理及び事業継続手法の検討を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2 所要の対応

(1) 市行動計画の作成（健康福祉部）

市は、特措法の規定に基づき、市行動計画を作成し、必要に応じて見直すものとする。また、行動計画を作成又は変更する際には、あらかじめ、有識者の意見を聴くものとする。

(2) 実践的な訓練の実施（各部）

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(3) 体制整備・強化（危機管理監・健康福祉部・関係部署）

国内外において、新型インフルエンザ等の感染者が発生又は感染が拡大するおそれがある場合に、感染拡大防止の対応を実施するための体制として、市対策本部（表2）及び赤穂市新型インフルエンザ等対策調整会議（以下「市調整会議」という。）（表3）を設置する。

市対策本部は、市調整会議の上位組織として、市調整会議が策定した対策方針及び具体的な対策のうち、市民生活に大きな影響を及ぼす重要事項について審議し、決定する。

市対策本部は、本部長（市長）が副本部長、本部員を招集し行う。

市調整会議は、本市の新型インフルエンザ等対策を実施する中心的役割を担い、議長（健康福祉部長）が必要に応じて、副議長、委員を招集し行

う。

新型インフルエンザ等の発生は、風水害、地震等の災害、国民保護の武力攻撃事態の発生と同様に、全庁一丸で対応しなければならない緊急非常事態であることから、市対策本部、市調整会議を構成する職員のみならず、市職員全員が通常業務に優先して対応しなければならない。

(4) 国及び県との連携の強化（危機管理監・健康福祉部・関係部署）

市は、国、県及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施や業界団体等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

表2 赤穂市新型インフルエンザ等対策本部

設置基準	国内で、新型インフルエンザ等が発生したとき、国が緊急事態宣言をしたとき等（海外で発生した場合を含む。）
構成	<p>本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部長員：危機管理監、会計管理者、市長公室長、総務部長、議会議務局長、市民部長、健康福祉部長、建設部長、産業振興部長、上下水道部長、消防長、教育次長（管理担当・指導担当）、市民病院事務局長</p> <p>オブザーバーとして、赤穂市民病院病院長、一般社団法人赤穂市医師会長等を招聘することができる。</p>
役割	<p>調整会議から新型インフルエンザ等に関する報告と対策の方針案（調整会議が策定した対策のうち特に重要な事項）の説明を受け、実施の決定と必要な指示、命令を行う。</p> <p>(1) 市緊急事態宣言、終息宣言の発表 (2) 市内公共施設の閉鎖又は利用制限、市行事の中止又は延期等の決定等 (3) 市職員の勤務体制の見直し (4) 新型インフルエンザ等対策の予算措置の決定 (5) 臨時的な診療場所開設の決定（市内公共施設等） (6) その他重要事項の決定</p> <p>※ 重要事項であっても、緊急対応が必要な場合については、市長と協議の上、市調整会議で決定し、市対策本部へ報告するものとする。</p>
事務局	危機管理担当

表3 赤穂市新型インフルエンザ等対策調整会議

設置基準	市対策本部設置時に限らず必要に応じて開催
構成	<p>議長：健康福祉部長 副議長：危機管理監、総務部長 委員：市長公室長、市民部長、建設部長、産業振興部長、 上下水道部長、消防長、 教育次長（管理担当・指導担当）、市民病院事務局長</p> <p>オブザーバーとして、赤穂市民病院病院長、一般社団法人赤穂市医師会長等を招聘することができる。</p>
役割	<p>(1) 新型インフルエンザ等に関する情報収集、情報共有 ア 各課が所管する施設(関係機関)との情報交換、内容確認 イ 国、県からの通知及び指示事項等の確認等 →集約した情報を市対策本部に報告</p> <p>(2) 状況に応じた対策の検討、策定、実施及び軽易な対策の決定 →対策の方針等で市民生活に大きな影響を及ぼす重要な事項については市対策本部に提案</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等感染対策の普及啓発 (4) 市行政業務の継続に関する調整 (5) 市行動計画の見直し</p>
事務局	保健センター

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市調整会議等を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

(危機管理監・健康福祉部)

ア 国が政府対策本部や県が県対策本部を設置した場合は、市は、直ちに特措法第22条第1項の規定に基づき、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。なお、市対策本部及び調整会議の構成、各部の役割等は表2～表4に記載のとおりとする。

イ 市は、必要に応じて、必要な人員体制を強化できるよう、全庁的な対応を進める。

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保（総務部）

市は、国、県の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債の発行等を検討し、所要の準備を行う。

表4 各部の主な役割

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、各部が連携を取りながら、赤穂市地域防災計画に準じて全庁的に取り組む。

各部の主な役割及び共通する役割については、以下のとおりとする。

部 名	主 な 役 割
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置及び運営に関する事（危機管理監との連携） ・市対策本部会議及び市調整会議の開催並びに運営に関する事（危機管理監との連携） ・新型インフルエンザ等の情報収集及び情報提供に関する事 ・国、県及び他市町の疾病対策部局との連絡調整に関する事 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携及び連絡調整に関する事 ・感染拡大防止対策の啓発に関する事 ・新型インフルエンザ等の相談に関する事 ・相談窓口の設置及び運営に関する事（電話・相談窓口の設置に関する事） ・「赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画」に関する事 ・プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの予防接種に関する事 ・子育て関連施設等の感染予防及び感染拡大防止に関する事 ・子育て関連施設及び関係機関との連絡調整に関する事 ・要配慮者の状況把握及び支援に関する事 ・社会福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止に関する事 ・社会福祉施設及び関係機関との連絡調整に関する事 ・赤穂市社会福祉協議会等との連携 ・国民健康保険、後期高齢者医療保険及び医療費助成等の相談に関する事 ・その他医療及び福祉全般に関する事
危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置及び運営に関する事（健康福祉部との連携） ・市対策本部会議及び市調整会議の開催並びに運営に関する事（健康福祉部との連携） ・国、県、他市町及び関係機関等との連携・連絡調整に関する事 ・市業務継続計画に関する事 ・新型インフルエンザ等に関する情報集約及び情報共有に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク・消毒液の備蓄・配布・配送に関すること ・その他庁内調整に関すること
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等への広報に関すること ・報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること ・広報車及び防災ネット等による市民への情報等の広報、伝達に関すること ・市内大学との連絡調整に関すること ・交通事業者との連絡調整に関すること
総務部 会計管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置の調整に関すること ・活動人員に対する食料品や飲料水等の提供に関すること ・職員・職場の衛生管理及び健康管理に関すること ・新型インフルエンザ等対策の財政措置に関すること ・庁舎の衛生管理に関すること ・電話相談窓口用の回線設置に関すること
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の機能維持・確保に関すること ・河川、水路等の機能維持・確保に関すること
産業振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、商工会議所、商店市場連盟等との連絡調整に関すること ・事業者等における感染予防及び感染拡大防止対策の要請に関すること ・事業者等の事業継続及び事業自粛の要請への協力に関すること ・事業者等の経営相談及び融資等に関すること ・事業者等への従業員に対する配慮要請に関すること
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬体制の確保に関すること ・市営住宅等の感染予防及び感染拡大防止に関すること ・各自治会等との連絡調整に関すること ・廃棄物収集及び処理機能の確保 ・廃棄物の収集及び処理従事者に対する感染防止に関すること ・廃棄物排出量の抑制指導に関すること ・国際交流事業の取扱いに関すること ・他言語による情報提供に関すること ・外国人の支援及び連絡調整に関すること ・偏見及び差別等に関する啓発に関すること
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・救急体制の確保に関すること ・救急搬送に関すること ・救急活動の衛生管理に関すること ・消防団との連絡調整に関すること

市民病院	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱外来等の設置・運用に関すること ・感染者の医療に関すること ・院内における感染予防及び感染拡大防止に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設・教育関係施設における感染予防及び感染拡大防止に関すること ・市立学校等の保健衛生体制に関すること ・児童・生徒及び教職員等に対する感染予防対策の励行に関すること ・保護者等に対する情報提供及び感染防止対策への協力要請に関すること ・社会教育関係施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること ・社会教育関係施設及び関係機関との連絡調整に関すること ・学校サーベイランスに関すること ・私立学校等との連絡調整に関すること ・県播磨西教育事務所との連絡調整に関すること ・その他教育全般に関すること
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設、管路の機能維持に関すること ・水質監視体制の確保に関すること ・国、県、近隣市町、西播磨水道企業団等の上水道関係機関との連携、連絡調整に関すること ・応急給水に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員との連絡調整に関すること
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の啓発及び感染予防対策に関すること ・市民及び来庁者等への情報提供、啓発及び指導に関すること ・外郭団体、関係団体に対する感染予防及び感染拡大防止に関すること ・他所管への応援に関すること ・所管業務の継続及び縮小及び停止に関すること ・所管するイベント等の開催判断及びその周知に関すること ・所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること ・所管する施設の休館及び閉鎖に関すること ・国、県、他市町及び関係機関等からの新型インフルエンザに関する情報の収集及び市対策本部への報告 ・所管業務に係る関係機関等との連絡調整に関すること ・市民、事業者、NPO等との連携及び協力要請に関すること ・その他新型インフルエンザ等に関すること

第3節 対応期

1 目的

国内での新型インフルエンザ等の発生から流行状況が収束するまで、長期間にわたる対応が想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

(1) 職員の派遣・応援への対応（総務部）

ア 市は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、国、県に対して職員の派遣要請を行う。

イ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請するものとする。

ウ 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施する必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

(2) 必要な財政上の措置（総務部）

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

(3) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置への対応

（危機管理監・健康福祉部）

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。

市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(4) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

（危機管理監・健康福祉部）

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において、対策が効果的に行われるためには、国、県、市、医療機関、市民、事業者等が感染症のリスク情報とその見方の共有等を進めることで、それぞれが適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、国、県と連携して、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、平時から感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関する情報を理解及び活用できる力を高めるとともに、情報提供・共有に対する認知度及び信頼度の一層の向上を図る。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

ア 感染対策等に関する啓発（健康福祉部）

市は、平時から国から提供される感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、市民等に情報提供・共有を行う。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する可能性が高い等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び市の関係部局が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。学校、保育所及び幼稚園（以下「学校等」という。）の現場については、こどもに対して分かりやすい情報提供・共有を行う。

あわせて、市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時から感染症情報の共有においても適切に配慮する。

これらの取組を行うに当たっては、市は、県等との連携を図る。

イ 偏見・差別等に関する啓発（市民部）

市は、感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する

偏見・差別等は、決して許されるものではなく、それらは、法的責任を伴い得ることや患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

これらの取組を行うに当たり、市は、県等との連携を図る。

ウ 偽・誤情報に関する啓発（健康福祉部）

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、SNS等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、市民に対して、メディアや情報に関する情報を理解・活用できる力の向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組を行うに当たり、市は、県等との連携を図る。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーション（リスク及びその管理手法について双方向的に意見交換すること）を行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供し、共有する等、市民の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有（健康福祉部）

市は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な者に対しても、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

これらの取組を行うに当たり、市は、県等との連携を図る。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施（健康福祉部）

市は、感染症情報の共有に当たり、可能な限り、情報の受取手である市民と双方向的にコミュニケーションを行うことができるよう、市民が必要とする情報を把握し、必要な情報を提供する。

また、市は、国、県からの要請を受けてコールセンター等を設置する。

(3) 偏見や差別、偽・誤情報への対応（市民部）

市は、国、県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人

達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、それらは、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

これらの取組を行うに当たり、市は、県等との連携を図る。

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、市民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有（健康福祉部）

市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な者等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施（健康福祉部）

市は、感染症情報の共有に当たり、可能な限り、情報の受取手である市民と双方向的にコミュニケーションを行うことができるよう、市民が必要とする情報を把握し、必要な情報を提供する。

また、市は、国、県からの要請を受けてコールセンター等を設置する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応（市民部）

市は、国、県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人

達等に対する偏見や差別等は、決して許されるものではなく、それらは、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

これらの取組を行うに当たり、市は、県等との連携を図る。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制し、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止措置による社会的影響を緩和するため、市民等の理解促進に取り組む。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進

ア 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知、広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

(総務部・健康福祉部・教育委員会)

イ 市、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県が設置した相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等、有事の対応等について平時から理解促進を図る。

(健康福祉部・教育委員会)

ウ 市は、まん延防止等重点措置による休業要請、緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に実施されるまん延防止対策について、市民等の理解促進に努める。

(危機管理監・健康福祉部・関係部署)

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2 所要の対応

(1) 市内でのまん延防止対策の準備（各部）

市は、国、県からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、市業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の健康及び生命を守る。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

2 所要の対応

(1) 市内でのまん延防止対策への対応（各部）

市は、県の対応に従い、まん延防止対策を講じる。また、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮するとともに、市内事業者の理解促進を図るため、適切な情報発信を行う。

(2) 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

ア 外出等に係る要請等（危機管理監）

市は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、他市町間の移動自粛要請を行う。

イ 施設等の開設時間の変更等（危機管理監・関係部署）

市は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を実施する施設の開設時間の変更を行う。

また、緊急事態措置として、多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や催物の停止（休業）等の要請を行う。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施されるよう、平時から着実に準備を進める。

2 所要の対応

(1) ワクチン接種に必要な資材（健康福祉部）

市は、以下の表5を参考に平時から予防接種に必要な資材の確保を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表5 予防接種に必要な可能性のある資材

準備品	医師・看護師用物品
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 （接種会場の救急体制を踏まえて必要な物品を準備） ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	文房具類
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	会場設営物品
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

(2) ワクチンの供給体制（健康福祉部）

市は、ワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者がシステムに事前登録する必要があるため、随時、事業者を把握するほか、管内の医療機関と密に連携し、ワクチン供給量が限定されることに備え、ワクチン供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定するものとする。

(3) 登録事業者の登録に係る周知及び登録

市は、国が進める特定接種の対象事業者のデータベース登録に協力し、事業者に対して登録作業に係る周知を行うとともに、国が進める事業者の登録申請受付及び登録作業に協力する。

(4) 接種体制の構築（健康福祉部）

ア 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、赤穂市民病院、一般社団法人赤穂市医師会、赤穂健康福祉事務所等（以下「医療関係機関等」という。）や医療従事者エージェントと連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から進める。

イ 特定接種

(ア) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体となり、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

(イ) 特定接種の対象となり得る市職員については、対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

ウ 住民接種

市は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施について、平時から迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 市は、国等の協力を得ながら、区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。

a 市は、国等の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定する。また、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な

資源等を明確にした上で、医療関係機関等と連携の上、接種体制について検討を行う。

- i 接種対象者数（表6の試算方法に基づき算出）
 - ii 地方公共団体の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市町間や医療関係機関等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する市民への周知方法の策定
- b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、保健センター、医療介護課介護保険担当、社会福祉課が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表6 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳～18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 市は、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種

方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定し、確保する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、医療関係機関等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医療関係機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前の調整に努めるものとする。

d 市は、接種場所の確保に当たり、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配慮する。

また、調製後のワクチンの保管に当たって、室温や遮光等、適切な状況を維持できるよう配慮する。

(a) 市は、円滑な接種の実施のため、全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(b) 市は、速やかに接種できるよう、医療関係機関等や学校関係者等と協力し、接種場所、接種時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(5) 情報提供・共有

ア 市民への対応（健康福祉部・教育委員会）

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy（「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇）」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。

こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期において、市は、定期的予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供等、双方向的な取組を進める。

イ 市における対応（健康福祉部）

市は、定期的予防接種の実施主体として、医療関係機関等との連携

の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

ウ 庁内での連携（各部）

予防接種施策の推進に当たり、保健センターのみならず、庁内での連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、保健センターは、教育委員会等との連携を進める。

エ DXの推進（健康福祉部）

(ア) 市は、市が活用する健康管理システムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

(イ) 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。

また、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付するよう併せて準備を行う。

第2節 初動期

1 目的

発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、国の方針に基づいて速やかな予防接種を推進する。

2 所要の対応

(1) 接種体制の構築（健康福祉部）

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。また、ワクチン接種に必要な資材（表5）を適切に確保する。

(2) 接種体制（健康福祉部）

ア 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、医療関係機関等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対し、必要な支援を行う。

イ 住民接種

(ア) 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

(イ) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署である保健センターの平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。

(ウ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るため、県の保護施設担当部局及び健康福祉事務所、保健センター、市医療介護課介護保険担当、社会福祉課が連携し、業務を行う。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託が可能な業務については、積極的な委託等、業務負担の軽減策も検討する。

- (エ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、医療関係機関等の協力を得て、その確保を図る。
- (オ) 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医療関係機関等と実施医療機関の確保について協議を行う。
その際、あわせて、実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校等の公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについて協議する。
- (カ) 市は、社会福祉施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市医療介護課介護保険担当、医療関係機関等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- (キ) 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、今後、運用開始する予定である予防接種事務のデジタル化について、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- (ク) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や設置期間が異なることから、必要な医療従事者数を算定する。

具体的な医療従事者等数としては、1チーム当たり

- ・予診を担当する医師1名
- ・接種を担当する看護師1名
- ・薬液充填及び接種補助を担当する看護師1名

とし、それに加え、接種後の状態観察を担当する看護師を1名置く。

- (ケ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるよう救急処置用品の薬剤等を準備するとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認する。また、市消防本部の協力のもと、市内二次医療機関の診療状況等を確認し、適切な連携体制を確保する。また、接種に必要な資材（表5）等については、原則として全て市が準備する。
- (コ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守するほか、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について調整する。
- (サ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープ等により進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるスペースを確保することや要配慮者への対応が可能となるように準備を行う。

第3節 対応期

1 目的

ワクチンの迅速な接種を推進するため、ワクチンの実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持確保する。

2 所要の対応

(1) ワクチンや必要な資材の供給（健康福祉部）

ア 市は、国、県からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないようワクチンの割当て量の調整を行う。

イ 市は、国、県からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。

ウ 市は、国、県からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、近隣市町間での融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあり、他の製品を活用すること等も含めて近隣市町間の融通等もあわせて行う。

エ 市は、国、県からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等について、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて近隣市町間の融通等を行う。

(2) 接種体制（健康福祉部）

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

ア 特定接種

(ア) 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を

踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国、県と連携し、国、県が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

a 予防接種体制の構築

- (a) 市は、国、県からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- (b) 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- (c) 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- (d) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知し、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- (e) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する又は当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や社会福祉施設等の入居者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を検討する。
- (f) 市は、社会福祉施設等に入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医療関係機関等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

b 接種に関する情報提供・共有

- (a) 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国、県からの要請を受けて、国、県に対し、接種に関する情報提供・

共有を行う。

(b) 市が行う接種勧奨については、接種者のマイナポータルアプリや市公式LINE等により通知する。スマートフォン等の活用が困難な者に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

(c) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、市ホームページ等を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な者に対しては、市広報紙への掲載等により周知を図る。

(3) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

(4) 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(5) 健康被害救済

ア 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、予防接種法施行令第9条に規定する疾病・障害認定審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。

イ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市区町村となる。

ウ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(6) 情報提供・共有（健康福祉部）

ア 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有す

る予防接種に関する情報について市民へ周知する。

イ 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口等、必要な情報提供を行う。

ウ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

(ア) 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等、接種に必要な情報提供を行う。

(イ) 住民接種に係る対応

- a 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- b 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - (a) 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - (b) ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - (c) ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - (d) 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- c これらを踏まえ、市は、以下のことについて留意して広報を行う。
 - (a) 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - (b) ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - (c) 接種時期、接種方法等、市民一人ひとりがどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

1 目的

感染症危機時の有事に適時適切に情報提供ができるよう常日頃から準備する必要がある。

2 所要の対応

(1) 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション（健康福祉部）

ア 市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、県等と連携し、市民に対し、感染症に関する情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法、市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに市民に対し、情報提供できるよう体制の構築に努める。

イ 市は、県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な者等といった、情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の提供・共有においても適切に配慮する。

第2節 初動期

1 目的

初動期は、市民が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に有事体制を整備することが重要である。

2 所要の対応

(1) 市民への情報発信（健康福祉部）

市は、国が設置した感染症に関するホームページ等を市民に対し、速やかに情報提供を行う。

第3節 対応期

1 目的

国、県の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う。

2 所要の対応

(1) 有事体制への移行（危機管理監・健康福祉部）

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために県と必要な情報を共有する。

(2) 主な対応業務の実施（健康福祉部）

市は、県の要請に応じ、県が実施する感染症対応に協力する。

ア 健康観察及び生活支援

(ア) 市は、県の要請に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有し、食事の提供等当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給を行う。

(イ) 市は、県の要請に応じ、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者の健康観察について、協力する。

イ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(ア) 市は、新型インフルエンザ等に関する情報について、市民が理解を深めることができるよう、市民に対し、情報提供・共有を行う。

(イ) 市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な者等といった、情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対して、感染症情報の提供・共有について、適切に配慮する。

(3) 感染状況に応じた取組み

ア 流行初期期間以降（危機管理監・健康福祉部）

(ア) 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

市は、県と連携し、自宅療養について食事提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。

第6章 物資

第1節 準備期～第3節 対応期

1 目的

感染症対策物資等は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

(危機管理監・健康福祉部・市民病院・消防本部)

市は、市行動計画等に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

また、国、県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の備蓄を進める。

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともにまん延防止重点措置や緊急事態措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、市民等に対し適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

2 所要の対応

(1) 情報共有体制の整備（各部）

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備（各部）

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3) 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

ア 教育活動の継続（教育委員会）

市は、新型インフルエンザ等の発生時において教育活動を継続するため、オンライン教育についての教員のスキルアップを図る研修等を実施する。

イ 物資及び資材の備蓄等（危機管理監・各部）

(ア) 市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(イ) 市は、市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うこと

を勧奨する。

ウ 生活支援を要する者への支援等の準備（危機管理監・健康福祉部）

市は、国、県の要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時において、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともに、その具体的手続を検討する。

エ 火葬能力等の把握、火葬体制の整備（市民部）

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

ア 遺体の火葬・安置（市民部）

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

イ 市民等への呼びかけ（健康福祉部）

感染予防や感染拡大防止のため、適切な行動及び備蓄等の準備、体調不良時の外出自粛を呼びかけ、市民生活及び社会経済活動の安定に努める。

第3節 対応期

1 目的

市は、準備期での対応を基に、まん延防止重点措置や緊急事態措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 心身への影響に関する施策（健康福祉部）

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

イ 生活支援を要する者への支援（健康福祉部・市民部）

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

ウ 教育及び学びの保障に関する支援（教育委員会）

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限やその他、長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、教育及び学びの保障に関する取組等の必要な支援を行う。

エ 生活関連物資等の価格の安定等（市民部・健康福祉部・産業振興部）

(ア) 市は、市民生活及び社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように国、県が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(イ) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(ウ) 市は、生活関連物資等の価格高騰若しくは供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置

を講じる。

- (エ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づき措置その他適切な措置を講ずる。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援（産業振興部）

市は、影響を緩和し、まん延防止重点措置や緊急事態措置により生じた影響を緩和し、市民生活及び社会経済活動の安定を図るため、必要な措置を講ずる。

施策の実施に当たっては、事業者や関係団体への委託等により迅速かつ安定的に対応できる人員体制を確保するとともに、市民等に広く周知を行う。

イ 市民生活及び社会経済活動の安定に関する措置（上下水道部・市民部）

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、上下水道施設を適切に稼働させ、水道水の安定供給や汚水処理等の機能を維持するため、職員や委託業者による運用体制の確保等必要な措置を講ずる。

一般廃棄物の処理については、市民に対し、適切な廃棄方法を周知し、排出者だけでなく、収集・運搬・処分等の作業員の感染防止に努める。

用語集

略称・用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する、県と県域内にある医療機関との間で締結する協定。
関係省庁対策会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」に基づき開催。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染症指定医療機関	感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。 「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関をいう。 「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者

略称・用語	内容
	<p>又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。</p> <p>「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。</p> <p>「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。</p>
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を政府が公示すること。
緊急事態措置	<p>特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。</p> <p>例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。</p>
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項（これらの規定を同法第44条の9の規定によって準用する場合を含む。）の規定並びに第50条の2第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

略称・用語	内容
検査措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、府と病原体等の検査を行っている機関（民間検査機関や医療機関等）とが締結する協定。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。 ※政府が策定するものについては、政府行動計画という。 県が策定するものについては、県行動計画という。 市が策定するものについては、市行動計画という。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組み。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障害者施設等での療養者。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定（地方）公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

略称・用語	内容
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催。
新型インフルエンザ等に係る発生等の公表	感染症法第44の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新感染症	ヒトからヒトに伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第9項）
世界保健機関（WHO：World Health Organization）	「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置付けられており、インフルエンザ等の感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策等、幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。 新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。
鳥インフルエンザ	一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

略称・用語	内容
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的又は国際的に公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の県民生活との関連性が高い又は県民経済上重要な物資。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	<p>新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、政府、県及び市が設置する体制。対処方針や対策を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づき、政府や県、市が設置する。 ※政府対策本部（特措法第15条第1項） 県対策本部（特措法第22条第1項） 市対策本部（特措法第34条第1項） ・上記のほか、条例や条例に基づく要綱等により、県や市が独自に設置する場合がある。
登録事業者	特措法28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	<p>特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。</p> <p>特定接種の対象となり得る者は、以下のとおりである。</p> <p>(1)医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与</p>

略称・用語	内容
	<p>する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）</p> <p>(2)新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員</p> <p>(3)新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員</p>
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミック	<p>感染症の世界的大流行のこと。</p> <p>特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。</p>
プレパンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンのこと。現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造している。
パンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンのこと。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態（準備期）。
まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。</p> <p>第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示し</p>

略称・用語	内容
	た期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
病原性	新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（人等）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を統合した表現である。
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。 リスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。